

規制の事前評価書（簡素化B）

法 令 案 の 名 称 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

規 制 の 名 称 : 国際希少野生動植物種の追加等

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 環境省自然環境局野生生物課

評 価 実 施 時 期 : 令和7(2025)年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げるiii～vのいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

iii、 v

(該当理由)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）において商業目的の国際取引が原則禁止される附属書Iが改正されたことを受け、条約批准国の我が国の措置として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下、「種の保存法」という。）における国際希少野生動植物種の追加、削除及び変更（以下、「追加等」という。）を行い、当該種の国内の譲渡し等を規制するものであるため、裁量の余地がない。なお、国際希少野生動植物種の追加等にあたっては、専門家で構成される科学委員会の意見を聴取した上で決定するものである。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体的な規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な規制内容は下位法令に委任しているもの ・ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"> ・研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。

1 規制の必要性・有効性

【拡充・緩和】

＜法令案の要旨＞

種の保存法では、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く）を国際希少野生動植物種として定め、国内流通規制の対象としている。

ワシントン条約は、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るために、輸出国と輸入国とが協力して野生動植物の国際取引を規制する条約である。野生動植物種を、絶滅のおそれの程度及び取引がその種に与える影響の程度に応じて条約の附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲載することにより、異なる度合いで取引を規制している。そのうち、附属書Ⅰには、絶滅のおそれのある種であって、取引による影響を受けているか受けることのあるものが掲載され、国際的な商業取引は原則として禁止される。当該国際取引規制の実効性の確保を図るため、附属書Ⅰ掲載種については、種の保存法における国際希少野生動植物種として指定して、国内取引を規制することとしている。

＜規制を拡充・緩和する背景、発生している課題とその原因＞

令和7年11月～12月にかけて、サマルカンドにおいて、ワシントン条約第20回締約国会議が開催され、ワシントン条約の附属書Ⅰが改正された。これを踏まえ、国際希少野生動植物種の追加等が必要である。

＜必要となる規制拡充・緩和の内容＞

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）を改正し、国際希少野生動植物種の追加等を行うこととする。なお、ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種を国際希少野生動植物種に指定する方針は、希少野生動植物種保存基本方針（平成30年4月17日環境省告示第38号）に基づくものであり、従来より、附属書Ⅰ改正の都度、国際希少野生動植物種の見直しを行っている。

○国際希少野生動植物種の追加 19件（うち、規制対象の範囲が拡大するのは22種）

（譲渡し等、販売・頒布目的の陳列・広告の禁止。要件を満たす個体等については、登録により譲渡し等の規制の対象外となる）

<i>Okapia johnstoni</i>	オカピ
<i>Ailurus styani</i>	ヒガシレッサーパンダ（※）
<i>Neomonachus</i> 属	ハワイモンクアザラシ属（現時点で1種が該当）（※）
<i>Balaenoptera ricei</i>	ライスクジラ
<i>Cercopithecus chrysogaster</i>	ゴールデンマンガベイ
<i>Loxodonta</i> 属	アフリカゾウ属（現時点で2種が該当）（※）
<i>Gyps africanus</i>	コシジロハゲワシ
<i>Gyps rueppelli</i>	マダラハゲワシ
<i>Sporophila maximiliani</i>	オオハシコメワリ
<i>Caribicus warreni</i>	ワレンギャリワスプ
<i>Amblyrhynchus cristatus</i>	ウミイグアナ
<i>Conolophus</i> 属	オカイグアナ属（現時点で3種が該当）
<i>Bitis harenna</i>	ベールマウンテンアダー
<i>Bitis parviocula</i>	エチオピアアダー
<i>Kinixys homeana</i>	ホームセオレガメ
<i>Euphorbia bupleurifolia</i>	鉄甲丸
<i>Aloe rugosquamosa</i>	アロエ・ルゴスクアモサ（※）
<i>Jubaea chilensis</i>	チリヤシ

※生物種の分類変更による追加のため、実際の規制範囲は変更なし。

○国際希少野生動植物種から削除 3種

Arctocephalus townsendi グアダルーペオットセイ

Monachus tropicalis カリブモンクアザラシ（絶滅により削除）

Podocarpus parlatorei アンデスイヌマキ

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【拡充・緩和】

国際希少野生動植物種の指定によって国内取引を規制することにより国際取引規制の実効性の確保を図り、野生動植物種の絶滅のおそれを低減し、種の保存を図ることができるため、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる。こうした取組により個体数が十分に増加し安定すると、ワシントン条約の附属書Ⅰの生物学的基準を満たさなくなり、締約国会議において附属書Ⅱに移行され、種の保存法の規制対象から除外されることとなる。今回国際希少野生動植物種として追加指定され、規制対象が拡大する22種についても、国内取引規制により間接的に原産国における種の保存に貢献することが期待される。

絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることによる生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが便益であるが、その金銭的価値化の手法は確立されていないことから、便益の定量的な記載は困難である。なお、規制対象が拡大する22種については、国内に生息していない種であり、国内取引実績数は不明である。

また、国際希少野生動植物種の削除については、国際的な取引規制の緩和に合わせて国内流通規制を緩和するものであり、種の保全状況に照らして過度な流通の規制が是正されることとなる。国際希少野生動植物種から削除される3種のうち2種については、現時点で国際取引が問題となっていないこと、個体数が増加していること、保護措置が十分であること等を踏まえて附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行されるもの、もう1種は絶滅種であるため附属書Ⅰから削除されるものであることから、国内流通規制を適用しないことによって当該種の保全上特段の問題は生じないものと考えられる。なお、今回削除する種はいずれも日本国内に生息していない種であり、CITES Trade Databaseによれば、1975年以降の日本への輸入実績はない。

3 負担の把握

【拡充・緩和】

<遵守費用>

追加指定種については、国際希少野生動植物種の譲渡し等について許可申請等の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。学術研究や繁殖、教育目的等の譲渡し等の年間の許可申請及び届出の件数は令和6年度実績で年間248件であり、現在国際希少野生動植物種は813種であることから、1種類当たりの平均は約0.3件/年と稀である。また、種の保存法第20条第1項に基づく令和6年度（令和6年7月～令和7年6月）の個体等登録の申請件数は1007件であり、国際希少野生動植物種のうち登録対象種が596種であることから、1種当たりの平均登録申請件数は約1.7件/年であ

る。今回、国際希少野生動植物種を 22 種（規制対象が拡大する種に限る）追加し、3 種削除することから、計 19 種の増加となり、新たに発生が見込まれる年間の譲渡し等の許可申請及び届出の件数は約 5.8 件、登録申請件数は約 32.1 件、計約 37.9 件である。仮に 1 申請当たり 1 人日を要するとした場合には、1 人日約 19,896 円（4,775,000 円（※1）÷240 日）として、「申請等手続に要する費用×申請等件数」の年間約 75 万円の遵守費用が生じることとなる。

（※1）国税庁「令和 6 年度 民間給与実態統計調査結果」より、平均給与を 4,775,000 円とした。

また、令和 6 年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）の個体等登録の数は 596 種について 9179 件であり、1 種当たりの平均登録数は約 15.4 件/年である。19 種の増加の場合、年間に増加する登録数は約 292.6 件であり、個体等登録に当たっては、種の保存法の個体等登録機関である一般財団法人自然環境研究センターに 1 個体等当たり 5,000 円の手数料を納付する必要があることから、約 146 万円の手数料負担と算出される。

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

国際希少野生動植物種から削除することにより顕在化する負担として、譲渡し等について許可申請等の対象から外れるため、国内で当該種の無秩序な取引が行われる可能性が考えられるが、今回削除する種はいずれも日本国内に生息していない種であり、CITES Trade Database によれば、1975 年以降の日本への輸入実績はないことから、その可能性は限定的である。

＜行政費用＞

許可申請等審査にかかるコストを以下のように算出した。

①譲渡し等の許可等

現在、国際希少野生動植物種の譲渡し等に関する許可等申請等手続は環境省自然環境局野生生物課にて実施している。＜遵守費用＞に記載のとおり、新たに発生が見込まれる許可申請件等に係る審査手続は約 5.8 件/年であると想定される。仮にこれらの事務について 1 件当たり 2 人日程度要するとした場合には、1 人日約 21,500 円（5,589,970 円（※2）÷（5 日×52 週））とすると、約 25 万円を要することとなる。

②個体等登録に係る手続き

法第 20 条第 1 項に基づく個体等登録に関する業務は個体等登録機関である一般財団法人自然環境研究センターが行っている。＜遵守費用＞に記載のとおり、年間約 32.1 件、登録に係る手續が新たに発生する見込みである。仮にこれらの事務について 1 件当たり 2 人日程度要するとした場合には、1 人日約 21,500 円（5,589,970 円（※2）÷（5 日×52 週））とすると、年間約 138 万円を要することとなる。

（※2）総務省「令和 7 年度地方交付税関係参考資料」の職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員 B の単価より、平均給与を 5,589,970 円とした。

4 利害関係者からの意見聴取

【拡充・緩和】

意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

具体的な規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

参加者の抽出又は収集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

その他

（具体的な理由：規制対象種を所持し、譲渡し等を予定している者の数を推定することは極めて困難であるほか、一般に流通している個体はごく限られると考えられ規制による影響が限定的である。）

5 事後評価の実施時期

【拡充・緩和】

事前評価書の作成から 5 年後に事後評価を実施することから、令和 12 年度までに事後評価を実施予定。